

平成26年10月20日判決言渡 同日原本領収 裁判請求書  
平成25年143号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結の日 被告株式会社ブラグ, 同株式会社ハイプロジェクト, 同 Y2  
同 A 及び同 B  
につき, 平成26年8月19日  
被告 Y1 につき, 平成26年9月16日

判決

原告	同 訴訟代理人 弁護士 佐々木 龍彦
同	渡辺 純一
被告	株式会社ブラグ Y1
同代表者代表取締役	Y1
被告	株式会社ハイプロジェクト Y2
同代表者代表取締役	Y2
被告	A
同代表者代表取締役	B

神戸市長田区二番町四丁目32-402  
大阪市北区西天満四丁目2番12-405号

同代表者代表取締役  
主 文

- 1 被告らは, 原告に対し, 連帯して, 215万6000円及びこれに対する平成24年7月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は, 被告らの連帯負担とする。
- 3 この判決は, 1項に限り, 仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事実の概要

1 本件は, インターネット上で出会い系サイトを運営する被告株式会社ブラグ及び同株式会社ハイプロジェクトが原告をサイトに会員登録させた上, いわゆるサクラを利用して, 原告に対し, 多額の金員を支払う旨のメールを送信し, サクラとの個人情報交換のためには費用の支払が必要であるなどと誤信させ, 個人情報交換費用等の名目で, 被告 A 及び同 B 名義の口座に金員を振り込ませたなどとして, 原告が, 上記被告会社4社に対し, 不法行為に基づく損害賠償及びこれに対する遅延損害金の支払を求め, 被告株式会社ブラグの代表取締役である被告 Y1, 被告株式会社ハイプロジェクトの代表取締役である被告 Y2 に対し, 不法行為又は会社法429条1項に基づく損害賠償及びこれに対する遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提事実 (以下の事実, 当事者間に争いが無いが, 後掲の各証拠及び弁論の全趣旨により認められることができる。)

(1) 当事者等

ア 原告 ( ? 年?月?日生) は, 宮崎県 ? に居住する会社員で, ? 人の子を育てる? 性である (甲1, 2.2, 2.3)。

イ 被告株式会社ブラグ（以下「被告ブラグ」という）は、ウェブサイトの企画及び運営等を目的とする会社であり、被告 Y'（以下「被告 Y'」という）は、同社の代表取締役である。

ウ 被告株式会社ハイプロジェクト（以下「被告ハイプロジェクト」という）は、ホームページ等の制作、管理、運営及びその受託等を目的とする会社であり、被告 Y2（以下「被告 Y2」という）は、同社の代表取締役である。被告ハイプロジェクトは、出会い系サイト「ニューリッチ」等を運営していた（甲16及び弁論の全趣旨）。

エ 被告 A（以下「被告 A」という）は、コンピューターネットワークを利用した商取引、決済処理に関する事務の受託及び代行等を目的とする会社である。

オ 被告 B（以下「被告 B」という）は、電子決済に関する事務の受託及び代行等を目的とする会社である。

(2) 原告の金員支払

原告は、ニューリッチ及び出会い系サイト「出会い応援総合コミュニケーション」（以下「コミュニケーション」といい、ニューリッチと併せて、「本件各サイト」ともいう）を利用し、以下のとおり、平成24年7月4日から同月6日、合計196万円を支払った（甲1～6）。なお、原告は、以下で述べる以外にもクレジットカード決済等により金員を支払っているが、それらについてはカード会社から返済を受けている。

ア ニューリッチの利用に関するもの（合計166万円）

(7) 平成24年7月4日、被告 A 名義の口座に27万円を振込送金した（甲7）。

(4) 平成24年7月4日、被告 A 名義の口座に50万円を振り込んだ（甲8）。

(7) 平成24年7月4日、被告 A 名義の口座に20万円

円を振り込んだ（甲9）。

(5) 平成24年7月5日、被告 A 名義の口座に30万円を振込送金した（甲10）。

(4) 平成24年7月5日、被告 A 名義の口座に10万円を振込送金した（甲11-1, 12）。

(4) 平成24年7月6日、被告 A 名義の口座に29万円を振込送金した（甲11-2, 12）。

イ コミュニティの利用に関するもの（30万円）

平成24年7月6日、被告 B 名義の口座に30万円を振り込んだ（甲13, 14）。

3 争点

本件の争点は、(1)不法行為の成否、(2)被告らの責任、(3)原告の損害である。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実（後掲の各証拠及び弁論の全趣旨によれば、前提事実のほか、以下の事実を認めることができる。）

(1) ニューリッチにおけるメールアドレス交換等の概要（甲1～3, 5, 6）

ア 原告は、平成24年7月3日、自身のブログを開設しようと考え、自己の携帯電話で他人のブログを閲覧していたところ、その過程で、出会い系サイト「Yアプリ」を閲覧し、相談に乗ってほしいとの書き込みを見付けた。書き込みを閲覧するためには同サイト上で会員登録をする必要があったが、お試し会員であれば費用がかからない旨の説明があったことから、「リラクマ」という名前で携帯電話のメールアドレスを入力してお試し会員に登録した。

イ 原告は、同日、「Yアプリ」から、抽選の結果1万名の中から原告が選ばれ、登録料から利用料金まで全て無料となる「特別指定個室」を利用できるようになったなどとして会員登録を促す内容のメールを受信した。原

告が「リラクマ」という名前で登録すると、その直後、ニューリッチから「登録が完了した。ニューリッチは全ての機能が無料で利用できる」旨のメールを受信した。

原告は、その後、ニューリッチを介して、「優」なる人物からのメールを受信した(以下、「優」等個人のアドレスからではなく、ニューリッチ等サイトからのメールで個人からのメッセージ(メール)が届く状態を意味する言葉として「介して」を用いる)。同メールは、「自分は30歳の男性で、会社を経営している。東日本大震災で家族を失った。原告にメール友達(メル友)になってほしい。メル友になってくれたら2000万円を振り込む」旨の内容であった。原告は、「優」に対し、ニューリッチを介して、メル友になることを承諾するメールを送信した。

原告は、その後、ニューリッチから、「優」との連絡先交換のためには3000円の入金が必要である旨のメールを受信した。また「優」から、ニューリッチを介して、「原告との連絡先交換のために250万円を入金した。銀行が開いたら2000万円振り込むことを約束する」旨のメールを受信し、「優」と連絡先を交換できれば、ニューリッチを介せず直接メールのやり取りをして入金を受けられると考えた。

原告は、その後、ニューリッチを介して「優」からのメールを受信したが、メールは文字化けしており、ニューリッチから「文字化け解除のためには2万円分のポイント購入が必要である」旨のメールを受信するなどしたため、クレジットカード決済により2万円を支払った。原告は、その後も「優」との連絡先交換のための費用としてクレジットカード決済により5万円を支払うなどしたが、支払後にニューリッチを介して受信する「優」からのメールも文字化けしていたため、更にニューリッチの求めに応じて、連絡先交換手数料としてクレジットカード決済により10万円を支払うなどした。

原告は、その後、ニューリッチから、「「優」の希望により30万円ですぐに連絡先交換作業を行うことができる」旨のメールを受信し、10万円を支払った直後でもあり後には引けない気持ちになるなどしたため、クレジットカード決済で30万円を支払う手続を行った。

翌7月4日、原告は、ニューリッチから、30万円のクレジットカード決済が失敗しているため5万円ずつのクレジットカード決済を試すよう求めるメールを、「優」から、ニューリッチを介して、クレジットカード決済の仕方について書かれた内容のメール等をそれぞれ受信し、1万円ずつのクレジットカード決済を8回連続して行った。そして、原告は、ニューリッチから、残額27万円について銀行から振り込みをするよう数回に分けてメールで指示を受け、同日午前9時頃、銀行?支店において、連絡先交換費用名目で、ニューリッチから指定された被告A名義の口座に27万円を振込送金した(甲7。前提事実(2)アイ)。

上記送金後、原告は、ニューリッチから、「原告のポイント購入を確認した。分散状態にあるシステムを1つにまとめなければならぬ」旨のメールを受信し、更にその後、「優」から、ニューリッチを介して、「サイトの窓口を確認したら、連絡先を交換して2000万円を受け取ってもらうためにはシステム統合手続が必要なのである」旨のメールを受信した。原告は、その後ニューリッチから、「システム統合が完了したが、システム点検を完了しなければ全データ・プログラムの破損等が発生する可能性がある。全システム点検費用として50万円が必要で、その手続の締切が間近に迫っている」旨のメールを受信した。原告は、既に支出した金銭を無駄にしたいと考へ、同日、金融機関?支店において、システム点検費用名目で、被告A名義の口座に50万円を振り込んだ(甲8。前提事実(2)アイ)。

原告は、その後もニューリッチから「システム変更手続完了のためのボ

イント購入費用として更なる振込をすればこれ以上の負担はない」旨のメールを、また、「優」からも、ニューリッチを介して、振込に関して説明するメールをそれぞれ受信するなどし、同日午後3時43分頃、銀行のATM機から、ポイント購入費用名目で、被告 A 名義の口座に20万円を振り込んだ(甲9。前提事実(2)ア(ウ))。

ク 原告は、その後、ニューリッチから、「20万円分のポイント購入が確認できた。「優」から代理入金があったため残額30万円のポイント購入の手續期限を翌日午前9時までとする」旨のメールを受信し、「優」から2000万円の送金を受けられれば元は取れるなどと考え、翌7月5日午前9時頃、銀行、支店において、ポイント購入費用名目で、被告 A 名義の口座に30万円を振込送金した(甲10。前提事実(2)ア(ウ))。

ケ 原告は、上記送金後、ニューリッチから、ポイント購入を確認した旨のメールを受信し、その指示に従って、ニューリッチを介して、「優」に原告の個人情報を記載したメールを送信したが、「優」からは、ニューリッチを介して、届いていない旨のメールが送信されてきた。そうしたところ、ニューリッチから、「メール1通には1個人情報しか記載できない。一度に多数の個人情報を記載すると文字化けする。文字化けロック解除費用として50万円のポイント購入が必要になる」旨のメールを受信し、その後もメール交換をする中で、同日中に10万円を振り込みれば手続を進行する旨のメールを受信した。そこで、原告は、同日、銀行のATM機から、文字化け解除費用名目で、被告 A 名義の口座に10万円を振込送金した(甲11-1, 12。前提事実(2)ア(ウ))。

コ 原告は、その後もニューリッチからのメールで、繰り返し、クレジットカード決済によるポイント費用の支払を求められ、また、「支払が確認できない場合、清算の意思なしと判断し然るべき方法で対処する。7月5日

の清算であれば本来は49万円の支払が必要だが、特別に20万円を減額処理するので29万円を翌日即時に支払うよう求める」旨のメールを受信した。また、「優」からは、ニューリッチを介して、「約束した2000万円等を振り込む準備はできている。個人情報交換したらずぐに振り込む」旨のメールを受信するなどした。そして、原告は、更にニューリッチや「優」とメール交換をした後、翌7月6日午前9時頃、銀行 A 名義

支店において、ポイント購入費用名目で、被告 A 名義の口座に29万円を振込送金した(甲11-2, 12。前提事実(2)ア(ウ))。サ 原告は、漸く「優」と個人情報の交換ができ、2000万円の振込が受けられると思っていたが、上記送金後、ニューリッチから、後払いの20万円の支払が残っている旨のメールを受信したことから、騙されているのではないかと思に至り、ニューリッチを介して、「優」に、これ以上手続を進めることはできないとのメールを送信した。

(2) コミュニティにおけるメール交換等の概要(甲1, 4)

ア 原告は、平成24年7月5日、携帯電話に、利用したことのないサイトであるコミュニティからのメールを受信した。メールには、「大黒という人物から300万円のポイント負担があった。個人情報添付画像を「リラックマ」機に届けたいが、現在の会員状態では受取ができないため、3000円を後払い後、本会員登録申請をしてもらう必要がある」旨記載されていた。原告は、上記メールに応答しなかったが、コミュニティから「未読状態がたまるとメール受信ができない状態になるため確認を求める」旨のメールを受信し、費用がかからないと説明されていたお話し会員に登録した。

イ 原告がお話し会員に登録した直後、「大黒元氣」なる人物(以下「大黒」という)から、コミュニティを介して、「自分は歯科医師で開業している。精神的に病んでいるため相談に乗って欲しい。お礼として3000万円支

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39  
40  
41  
42  
43  
44  
45  
46  
47  
48  
49  
50  
51  
52  
53  
54  
55  
56  
57  
58  
59  
60  
61  
62  
63  
64  
65  
66  
67  
68  
69  
70  
71  
72  
73  
74  
75  
76  
77  
78  
79  
80  
81  
82  
83  
84  
85  
86  
87  
88  
89  
90  
91  
92  
93  
94  
95  
96  
97  
98  
99  
100  
101  
102  
103  
104  
105  
106  
107  
108  
109  
110  
111  
112  
113  
114  
115  
116  
117  
118  
119  
120  
121  
122  
123  
124  
125  
126  
127  
128  
129  
130  
131  
132  
133  
134  
135  
136  
137  
138  
139  
140  
141  
142  
143  
144  
145  
146  
147  
148  
149  
150  
151  
152  
153  
154  
155  
156  
157  
158  
159  
160  
161  
162  
163  
164  
165  
166  
167  
168  
169  
170  
171  
172  
173  
174  
175  
176  
177  
178  
179  
180  
181  
182  
183  
184  
185  
186  
187  
188  
189  
190  
191  
192  
193  
194  
195  
196  
197  
198  
199  
200  
201  
202  
203  
204  
205  
206  
207  
208  
209  
210  
211  
212  
213  
214  
215  
216  
217  
218  
219  
220  
221  
222  
223  
224  
225  
226  
227  
228  
229  
230  
231  
232  
233  
234  
235  
236  
237  
238  
239  
240  
241  
242  
243  
244  
245  
246  
247  
248  
249  
250  
251  
252  
253  
254  
255  
256  
257  
258  
259  
260  
261  
262  
263  
264  
265  
266  
267  
268  
269  
270  
271  
272  
273  
274  
275  
276  
277  
278  
279  
280  
281  
282  
283  
284  
285  
286  
287  
288  
289  
290  
291  
292  
293  
294  
295  
296  
297  
298  
299  
300  
301  
302  
303  
304  
305  
306  
307  
308  
309  
310  
311  
312  
313  
314  
315  
316  
317  
318  
319  
320  
321  
322  
323  
324  
325  
326  
327  
328  
329  
330  
331  
332  
333  
334  
335  
336  
337  
338  
339  
340  
341  
342  
343  
344  
345  
346  
347  
348  
349  
350  
351  
352  
353  
354  
355  
356  
357  
358  
359  
360  
361  
362  
363  
364  
365  
366  
367  
368  
369  
370  
371  
372  
373  
374  
375  
376  
377  
378  
379  
380  
381  
382  
383  
384  
385  
386  
387  
388  
389  
390  
391  
392  
393  
394  
395  
396  
397  
398  
399  
400  
401  
402  
403  
404  
405  
406  
407  
408  
409  
410  
411  
412  
413  
414  
415  
416  
417  
418  
419  
420  
421  
422  
423  
424  
425  
426  
427  
428  
429  
430  
431  
432  
433  
434  
435  
436  
437  
438  
439  
440  
441  
442  
443  
444  
445  
446  
447  
448  
449  
450  
451  
452  
453  
454  
455  
456  
457  
458  
459  
460  
461  
462  
463  
464  
465  
466  
467  
468  
469  
470  
471  
472  
473  
474  
475  
476  
477  
478  
479  
480  
481  
482  
483  
484  
485  
486  
487  
488  
489  
490  
491  
492  
493  
494  
495  
496  
497  
498  
499  
500  
501  
502  
503  
504  
505  
506  
507  
508  
509  
510  
511  
512  
513  
514  
515  
516  
517  
518  
519  
520  
521  
522  
523  
524  
525  
526  
527  
528  
529  
530  
531  
532  
533  
534  
535  
536  
537  
538  
539  
540  
541  
542  
543  
544  
545  
546  
547  
548  
549  
550  
551  
552  
553  
554  
555  
556  
557  
558  
559  
560  
561  
562  
563  
564  
565  
566  
567  
568  
569  
570  
571  
572  
573  
574  
575  
576  
577  
578  
579  
580  
581  
582  
583  
584  
585  
586  
587  
588  
589  
590  
591  
592  
593  
594  
595  
596  
597  
598  
599  
600  
601  
602  
603  
604  
605  
606  
607  
608  
609  
610  
611  
612  
613  
614  
615  
616  
617  
618  
619  
620  
621  
622  
623  
624  
625  
626  
627  
628  
629  
630  
631  
632  
633  
634  
635  
636  
637  
638  
639  
640  
641  
642  
643  
644  
645  
646  
647  
648  
649  
650  
651  
652  
653  
654  
655  
656  
657  
658  
659  
660  
661  
662  
663  
664  
665  
666  
667  
668  
669  
670  
671  
672  
673  
674  
675  
676  
677  
678  
679  
680  
681  
682  
683  
684  
685  
686  
687  
688  
689  
690  
691  
692  
693  
694  
695  
696  
697  
698  
699  
700  
701  
702  
703  
704  
705  
706  
707  
708  
709  
710  
711  
712  
713  
714  
715  
716  
717  
718  
719  
720  
721  
722  
723  
724  
725  
726  
727  
728  
729  
730  
731  
732  
733  
734  
735  
736  
737  
738  
739  
740  
741  
742  
743  
744  
745  
746  
747  
748  
749  
750  
751  
752  
753  
754  
755  
756  
757  
758  
759  
760  
761  
762  
763  
764  
765  
766  
767  
768  
769  
770  
771  
772  
773  
774  
775  
776  
777  
778  
779  
780  
781  
782  
783  
784  
785  
786  
787  
788  
789  
790  
791  
792  
793  
794  
795  
796  
797  
798  
799  
800  
801  
802  
803  
804  
805  
806  
807  
808  
809  
810  
811  
812  
813  
814  
815  
816  
817  
818  
819  
820  
821  
822  
823  
824  
825  
826  
827  
828  
829  
830  
831  
832  
833  
834  
835  
836  
837  
838  
839  
840  
841  
842  
843  
844  
845  
846  
847  
848  
849  
850  
851  
852  
853  
854  
855  
856  
857  
858  
859  
860  
861  
862  
863  
864  
865  
866  
867  
868  
869  
870  
871  
872  
873  
874  
875  
876  
877  
878  
879  
880  
881  
882  
883  
884  
885  
886  
887  
888  
889  
890  
891  
892  
893  
894  
895  
896  
897  
898  
899  
900  
901  
902  
903  
904  
905  
906  
907  
908  
909  
910  
911  
912  
913  
914  
915  
916  
917  
918  
919  
920  
921  
922  
923  
924  
925  
926  
927  
928  
929  
930  
931  
932  
933  
934  
935  
936  
937  
938  
939  
940  
941  
942  
943  
944  
945  
946  
947  
948  
949  
950  
951  
952  
953  
954  
955  
956  
957  
958  
959  
960  
961  
962  
963  
964  
965  
966  
967  
968  
969  
970  
971  
972  
973  
974  
975  
976  
977  
978  
979  
980  
981  
982  
983  
984  
985  
986  
987  
988  
989  
990  
991  
992  
993  
994  
995  
996  
997  
998  
999  
1000

ク ほしい旨のメールを受信した。  
ウ その後、コミュニケーション及び「大黒」から原告のもとへ次々とメールが届いた。メールは、「大黒」は原告と個人情報交換するため、既に300万円をコミュニケーションに支払っている。原告が「大黒」と個人情報を交換するためにポイントを購入する必要がある旨の内容であった。原告は、コミュニケーションの指示により、「大黒」との連絡先交換案内を受けるため、クレジットカード決済により10000円を支払った。

エ 原告は、上記クレジットカード決済後、コミュニケーションから、「大黒」の携帯電話番号やメールアドレスらしきものが記載されたメールを受信したが、文字化けしていたため読むことができなかった。その後、原告は、コミュニケーションの指示により、文字化け解除のために必要であるとしてクレジットカード決済により2回に分けて3万円を支払った。この間、「大黒」からは、コミュニケーションを介して、「直接メール交換ができればすぐに3000万円振り込みたい」旨のメールが頻繁に送信されてきていた。

オ 原告は、その後、コミュニケーションから、「10万円のクレジットカード決済が確認できれば「大黒」との無料通知が行える」旨のメールを、「大黒」から、コミュニケーションを介して、「今諦めたら全てが無駄になる。連絡先交換もできし、おれもすぐに渡せる」旨のメールを受信した。原告は、手続を取らなければもったいないと考え、クレジットカード決済等により合計10万円を支払った。

カ 原告は、その後もコミュニケーションから「大黒」の個人情報を知らされることなく、かえって、「大黒」との個人情報交換のために更に30万円の支払をする必要がある旨のメールを受信した。原告は、支払った10万円を無駄にしたくないと思い、翌7月6日午前9時6分頃、Q銀行を  
支店において、個人情報交換費用名目で、コミュニケーションの指定する被告

B 各様の口座に30万円を振り込んだ(甲13、14。前提事実②イ)。

キ 原告は、「大黒」と個人情報を交換できると思ったが、上記振込後、コミュニケーションを介して、「大黒」から「本当は、最後の交換手続に90万円が必要である」旨のメールを受信したため、コミュニケーションではなく「大黒」から連絡が来るのはおかしい、騙されたのではないかと思うに至った。

(3) 金員支払後の経緯等

原告は、7月6日、本件各サイトの指示で金員を支払ったことについて警察署に相談に行った。また、同月11日頃、宮崎県消費生活センター支所に相談に行き、同センター相談員を通してクレジットカード決済等を利用して出損した金員の返済を求め、カード会社から返金を受けた(甲1、22~29、35)。

本件各サイトは、現在はサイト利用が停止されている(甲16及び弁論の全趣旨)。

(4) 消費生活センターに寄せられた相談情報

全国の消費生活センターには、被告プラグに関する相談が平成21年から平成25年までの間に264件、ニューリッチに関する相談が平成21年から平成24年までの間に14件、コミュニケーションに関する相談が平成22年から平成24年までの間に16件寄せられ、被告プラグに関する相談内容の中には、サイトに登録すると、会員から、メル友や相談相手になってもらえば金員を提供するとの申出があり、システム解除費用や文字化け解除費用の名目で金員を要求されたという本件と類似する事例も含まれていた(甲17)。

(5) 被告らの応訴態度等

ア 被告プラグ、同Y、同ハイプロジェクト、同Z及び同A

マ、本件訴訟提起を受け、連名で、原告主張は事実と異なり全面的に争うこと、本件訴訟を弁護士に委任する予定であることなどを記載した答弁書を提出した。しかし、被告らはその後、原告の主張に具体的に反論することはなく、本件訴訟を弁護士に委任することも口頭弁論期日に出

頭することもなかった(弁論の全趣旨)。

イ 本件の訴状副本及び第1回口頭弁論期日(平成26年1月28日)呼出状等の書面は、被告プラグ、同ハイプロジェクト、同A及び同Bについて、同一の場所(大阪府中央区淡路町1-6-9 ORE堺筋本町ビル7F号棟)において、同一の者(河田郁子)によって受領されている。なお、上記ORE堺筋本町ビル以下の表示は、「7F号室」「7F号室(株)インパクト内」とされているものもあるが、同一の場所と認められる(甲18~21)。

ウ 第2回口頭弁論期日(平成26年3月4日)呼出状等の書面は、被告プラグ、同ハイプロジェクト、同A及び同Bについて、同一の場所(大阪府中央区淡路町1-6-9 ORE堺筋本町ビル7F号室)において、同一の者(浜田一豊)によって受領されている。なお、イ同様、上記ORE堺筋本町ビル以下の表示は、「7F号棟」とされているものもあるが、同一の場所と認められる(弁論の全趣旨)。

エ 第3回口頭弁論期日(平成26年5月12日)呼出状等の書面は、被告プラグ、同A及び同Bについて、同一の場所(大阪府中央区玉造2-4-19 402号室)で、同一の者(柳津和也)によって受領されている(甲30, 32, 33)。

オ 第4回口頭弁論期日(平成26年8月19日)呼出状等の書面は、被告プラグ、同A及び同Bについて、同一の場所(大阪府中央区玉造2-4-19 402号室)において受領されている(弁論の全趣旨)。

2 争点(1)(不法行為の成否)について

(1) 前掲事実及び認定事実によると、本件各サイトは、原告を巧みに会員登録させた上、数千円の金員を支払うという「優」及び「大黒」なる者からのメールを送信し、原告において、この者らと直接連絡を取り合うための連絡

先を知り、金員の提供を受けるためには、相応の費用を支払う必要があるなどと繰り返し原告に伝え、これを信じた原告をして、「優」及び「大黒」との個人情報交換費用等の名目で、3日間のうちに7回に分けて合計196万円を送金させたほか、クレジットカード決済等をさせたものである。

(2) 「優」及び「大黒」は、出会い系サイトを通じて初めて連絡を取った原告に対し、メル友になったり相談に乗ったりするだけで200万円又は300万円という高額の金員を支払うとの申出をした上で、金員を提供する側でありながら原告との個人情報交換のために250万円又は300万円を本件各サイトに支払ったというのであり、これは、およそ現実的とはいえない不自然、不合理なものである。

また、「優」及び「大黒」と原告とのメール交換は、それぞれ、ニューリッチ、コミュニティを介してされているところ、「優」及び「大黒」は、原告に対し、約束した金員の支払準備は整っている旨頻繁に伝えていたほか、「優」は、ニューリッチから原告にクレジットカード決済に関するメールが送信されると、原告に振込方法について伝え(認定事実(1)オ、キ)、ニューリッチと同時期に、それまで全く話題に出ていなかったシステム統合手続が必要である旨伝える(認定事実(1)カ)など、ニューリッチと原告とのやり取りの内容に応じて、かつ、原告をして金員の支払が必要である旨信じさせる内容のメールを送信している。「大黒」に至っては、個人情報交換手続のため金員の支払が必要である旨サイト運営側であるとしか説明できないような内容のメールを送信している(認定事実(2)キ)。このようにして原告は、ニューリッチ及びコミュニティが指示するとおり合計196万円を支払うなどしたが、結局、「優」及び「大黒」の連絡先を知ることとはできないままであり、両名の上記申出は実現していない。

以上のとおり、「優」及び「大黒」の申出内容自体、実在の人物がしたとは思えない不自然、不合理なものである上、メールの内容、とりわけ、原告

がニューリッチ及びコミュニティの指示で会員を支払うことで利益を得るの  
は上記各サイトの運営会社においてほかにないはずであるにもかかわらず、  
「優」及び「大黒」が上記のとおり原告に会員を支払わせるように出向ける  
内容のメールを送信していることなどからすると、「優」及び「大黒」は、  
実在する一般の会員ではなく、ニューリッチ及びコミュニティにおいてその  
利益を意図して原告にメールを送信していた者、すなわちサクラであるとも  
るほかなく、両名が送信したメールは虚偽と認められるのが相当である。

(3) 加えて、認定事実によれば、本件各サイトにおいては、会員登録させる際  
には費用がかからない旨の説明をしながら、原告が会員登録すると、「優」  
及び「大黒」との個人情報交換手続費用、メールの文字化け解除費用等の名  
目で次々と会員の支払を要求していたこと、費用発生の理由等に関する説明  
内容にはわかに理解し難いものである上、合理性は見出し難く、結局、「優」  
及び「大黒」との個人情報交換やメールの文字化け解除等は実現されてい  
ないことが明らかである。

(4) 以上の事実上、被告らの応訴態度（認定事実(6)）や被告プラグに関する相  
談として本件と同種の相談がなされていること（認定事実(4)）なども併せ  
ると、ニューリッチ及びコミュニティにおいては、原告に対し、サクラであつ  
て実在しない「優」及び「大黒」には高額な金員を提供する意思も能力もな  
いのに、それがあるかのような虚偽のメールを送信させ、その申出が一定程  
度実現する可能性があるとして原告を誤信させた上で、更に、上記金員を取得す  
るためには、「優」及び「大黒」との個人情報交換が必要であり、そのため  
には所要の費用を支払う必要があるなどと虚偽の事実を申し向けてその旨原  
告に虚信させ、個人情報交換費用等の名目で多額の金員を支払わせたことと認  
められ、かかる行為は、著しく不公正で違法な詐欺行為に該当するというほか  
なく、原告に対する不法行為を構成するというべきである。

3 争点(2) (被告らの責任) について

(1) 被告プラグ及び同ハイプロジェクトについて

ア 前掲事実(1)ウのとおりニューリッチは被告ハイプロジェクトが運営して  
いることのほか、原告から本件被害に関して相談を受けた宮崎県消費生活  
センターは、原告に代わりサイト運営会社（ニューリッチ）に関して被告ハ  
イプロジェクト、コミュニティに関して被告プラグと交渉したこと（甲  
35）が認められ、これによれば、コミュニティを運営する被告プラグは  
同サイトにおける詐欺行為について、ニューリッチを運営する被告ハイプ  
ロジェクトは同サイトにおける詐欺行為について、それぞれ不法行為責任  
を負うことは明らかといえる。

イ また、認定事実によれば、原告は、ニューリッチ及びコミュニティい  
れにおいて、サイトを通じて高額な金員を提供する旨の申出を受け、そ  
の者との個人情報交換費用及びメールの文字化け解除費用等の名目で金員  
の支払を要求されたほか、原告がそれまで利用したことがなかったコミュ  
ニティからメールを受信したのは、ニューリッチや「優」とメールをやり  
取りし始めた2日後で、しかもニューリッチにおいて登録名として使用し  
た「リラックマ」宛に送信されてきたというのである。更に、上記宮崎県  
消費生活センターの担当者が被告プラグの担当者からニューリッチ及びコ  
ミュニティは同系列である旨聞いたこと（甲35）、被告プラグと同ハイ  
プロジェクトが連名で答弁書を提出し、4回の口頭弁論期日のうち2回の  
呼出状等の書面が同一の場所において同一の者によって受領されている  
（前記(ア)〜ウ）など、両社の関わりを示す事実も認められる。そうする  
と、本件各サイトの運営会社である被告プラグ及び同ハイプロジェクトは、  
同じサクラを利用したり、サイト利用者に関する情報交換を行うなど、互  
いに利用し合ってサイト利用者から金員を詐取しようとしていたと認めら  
れ、原告に対する本件詐欺行為もその一環として行われたと認めることが  
できる。

ウ 以上によれば、被告プラグ及び同ハイプロジェクトは、本件各サイトの運営会社又はそれに準ずる立場でサイトの運営に関わっていたと認められるから、原告に対する詐欺行為全体に組織的に関与していたというべきである。

(2) 被告 A 及び同 B について  
前掲事実(2)及び認定事実のとおり、原告は、ニューリッチからの指示で被告 A 名義の口座に、またコミュニケーションからの指示で被告 B 名義の口座にそれぞれ金員を振り込むなどしているところ、サイト利用者から確実に金員を騙し取るに当たって振込先の会社が果たす役割は重要であると考えられることからすると、被告 A がニューリッチにおける詐欺行為に、被告 B がコミュニケーションにおける詐欺行為にそれぞれ関与していたことは明らかといえる。他方、被告 A 及び同 B がニューリッチに関する詐欺行為への関与、被告 B のニューリッチに関する詐欺行為への関与を直接的にうかがわせる証拠はない。

しかし、認定事実(5)イ〜オのとおり、被告 A 及び同 B に対して受領されているの書面は、全て同一の場所において同一の者によって受領されているのであって、この事実によれば、被告 A 及び同 B は、同一の場所において、従業員を共通にして業務を行っていることが強くうかがわれ、ひいては、本件詐欺行為当時も同様であつたと推認することができる。そして、前述のとおり、被告プラグ及び同ハイプロジェクトは、共同で本件各サイトの運営に関わっていたというべきであること、被告プラグは、被告 A 及び同 B への送達場所と全く同一の場所で本件訴訟に関する書面を受領していること（認定事実(5)イ〜オ）などからすると、被告 A 及び同 B は、自らが振込先となったサイトでの詐欺行為に限らず、被告プラグ及び同ハイプロジェクトとともに本件各サイトにおける詐欺行為全体に組織的に

関与していたと認められる。

(3) 以上によれば、被告会社 4 社は、サイト利用者から個人情報交換費用及びメールの文字化け解消費用等の名目で金員を騙し取することを目的として、サイトの運営ないし金銭管理等の役割を分担しながら、構造的・組織的に違法な詐欺行為を行っていたものと推認することができ、ニューリッチ及びコミュニケーションにおける原告への詐欺行為もその一環として行われたものということができる。したがって、被告会社 4 社は、民法 709 条に基づき、本件各サイトにおける詐欺行為全体によって原告に生じた損害を賠償する責任を負うというべきである。

(4) 被告 Y<sub>1</sub> 及び同 Y<sub>2</sub> について

以上述べたところからすれば、本件各サイトの運営に関わっていた被告プラグ及び同ハイプロジェクトは構造的・組織的に本件詐欺行為に関与していたことは明らかであるから、両社の代表取締役である被告 Y<sub>1</sub> 及び同 Y<sub>2</sub> は、両社の他の従業員らとともに上記各サイトの違法な運営行為を推進していたものと推認することができる。したがって、被告 Y<sub>1</sub> 及び同 Y<sub>2</sub> は、民法 709 条に基づき、本件各サイトにおける詐欺行為全体によって原告に生じた損害を賠償する責任を負うというべきである。

4 争点(3) (原告の損害) について

原告は、本件各サイトにおける詐欺行為により合計 196 万円を振り込むなどしたもので、同額の損害を被ったことが認められる。また、原告は、本件訴訟の提起、遂行を訴訟代理人らに委任しているところ、上記損害の 1 割に相当する弁護士費用 196000 円を本件不法行為と相当因果関係を有する損害であると認める。

なお、本件詐欺行為の内容からすれば、原告が多額の送金をしたことは余りにも軽率であつたといわざるを得ないが、原告がインターネット上のやり取り等に関して高度な知識を有していることをうかがわねばならないこと、被告



らは、昼夜を問わず多数のメールを送信し、わずか4日間のメール交換の結果196万円を騙し取っており、詐欺行為の違法性は高いというべきであることなどを考慮し、本件において過失相殺はするべきではないと判断した。

5 まとめ

以上のおお、被告らは、共同の不法行為によって原告に損害を加えたものと認められるから、民法709条、719条1項に基づき、連帯して、原告の損害である215万6000円及びこれに対する最終の不法行為日である平成24年7月6日から民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払義務を負う。

第4 結論

以上によれば、原告の請求は理由があるからこれを認容し、訴訟費用の負担につき民事訴訟法61条、65条1項ただし書を、仮執行の宣言につき同法259条1項を、それぞれ適用して、主文のおおり判決する。

宮崎地方裁判所延岡支部

裁判官 長 峰 志 巖

これは正本である。

平成26年10月20日

宮崎地方裁判所延岡支部

裁判所書記官 富 満 直 宏